

交通手段がなくて困っている方に

タクシー運賃等の助成をします

福祉タクシー等利用券のご利用には手続きが必要です



日常生活において、生活に必要な交通手段、買い物の機会の確保が難しい方に福祉タクシー等利用券を交付し、運賃等の費用の一部を助成します。

対象者

千代田町に住民登録があり、自動車運転免許証をお持ちでない方（世帯員を含む。）で次のいずれかに該当する方が対象となります。

75歳以上の方のみの世帯
療育手帳A表示の方
自動車免許証を返納した方

身体障害者手帳1級または2級の方
精神障害者保健福祉手帳1級の方

※上記以外にも条件があります。

利用券

1人あたり利用券（500円/1枚）を
最大 48枚 交付

（申請月によって枚数が異なります。）



利用券には
買い物でも
使える券が
含まれています

利用券の申請からご利用までの流れ

申請手続き : 申請書と必要書類を提出してください

簡易書留でご自宅に利用券が届きます

タクシーを利用する

運賃の精算時に
利用券を運転手に渡す

1回で使用できる利用券は3枚まで

移動販売で商品を購入する

支払いの時に
利用券を店員に渡す

1回で使用できる利用券の枚数に
制限はありません

- ・利用券を使用できる事業者は協力事業者のみです。
- ・利用券のおつりは出ません。
- ・令和6年度の利用券の使用期限は令和7年3月31日までです。
- ・使い終わっても年度の途中で追加交付することはできません。

お問合せ先

保健福祉課 地域包括支援センター
（総合保健福祉センター内）



0276-86-7000